○農林水産省令第二十八号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）第四条第二項第二号の規定に基づき、野菜生産出荷安定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日　農林水産大臣　森山　裕

野菜生産出荷安定法施行規則の一部を改正する省令

野菜生産出荷安定法施行規則（昭和四十一年農林省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「でその出荷が共同出荷組織又は大規模生産者により行われるものの数量の合計がおおむね二千トン（ねぎにあつては千トン、ほうれんそうにあつては八百トン、さといもにあつては四百トン）」を「の作付面積が次の表の上欄に掲げる指定野菜の種類ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる面積」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同項に次の表を加える。

指定野菜の種類	面積
キャベツ、だいこん、たまねぎ、にんじん、はくさい、ばれいしょ及びレタス	五十ヘクタール
きゅうり、トマト、なす及びピーマン	野菜生産出荷安定法施行令第一条の夏秋きゅうり、夏秋トマト、夏秋なす及び夏秋ピーマンにあつては三十ヘクタール、同条の冬春きゅうり、冬春トマト、冬春なす及び冬春ピーマンにあつては二十ヘクタール
さといも及びほうれんそう	二十ヘクタール
ねぎ	二十五ヘクタール

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第二十九号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十条の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日　農林水産大臣　森山　裕

独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年農林水産省令第百四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「及び野菜農業振興資金」を削る。

第十一条第二項及び第四項中「第二条第二号ロ」を「第四条第二号ロ」に改める。

第十二条第一項中「及び野菜農業振興資金」を削り、同条第二項中「金銭」の下に「並びに機構法第十条第三号ハ及び第四号の業務（これらの業務に附帯する業務を含む。）に必要な経費の財源に充てるために通則法第四十六条第一項の規定により政府から交付された金額並びに第四条第四号ロの交付に必要な経費の財源に充てるために政府以外の者から拠出された金額」を加え、同条第三項を削り、同条第四項中「又は野菜農業振興資金（以下この項において「野菜生産出荷安定資金等」という。）」を削り、「野菜生産出荷安定資金等」を「野菜生産出荷安定資金」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「充てる場合」の下に「並びに機構法第十条第三号ハ及び第四号の規定による補助金の交付に必要な経費に充てる場合並びに第四条第四号ロの交付に必要な経費に充てる場合」を加え、同項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（野菜農業振興資金の廃止に伴う経過措置）

第二条　独立行政法人農畜産業振興機構は、この省令の施行の日において、この省令による改正前の独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第十二条第一項の野菜農業振興資金を廃止するものとし、その廃止の際当該野菜農業振興資金に属する資産及び負債については、この省令による改正後の独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第十二条第一項の野菜生産出荷安定資金に帰属させるものとする。

○農林水産省令第三十号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二十八条、第三十七条ただし書、第三十九条第二号及び第四十四条ただし書の規定に基づき、卸売市場法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年四月一日　農林水産大臣　森山　裕

卸売市場法施行規則の一部を改正する省令

卸売市場法施行規則（昭和四十六年農林省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「利害関係者」の下に「（以下「利害関係者」という。）」を加える。

第二十四条第一項中「第三十七条」を「第三十七条ただし書」に改め、同項第五号ロ中「市場取引委員会の審議を経て」を「利害関係者又は市場取引委員会（法第十三条の二第一項の市場取引委員会をいう。以下同じ。）の意見を聴いた上で、」に改め、同項に次の一号を加える。

七　卸売業者が、食品製造業者等との間においてあらかじめ締結した国内産の農林水産物の輸出に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

イ　当該契約において卸売の対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（一年未満のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

ロ　卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び当該市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。

第二十四条第二項中「前項第五号又は第六号」を「前項第五号ロ、第六号ロ又は第七号ロ」に改める。

第二十六条第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第三号中「市場取引委員会の審議を経て」を「利害関係者又は市場取引委員会の意見を聴いた上で、」に改め、同条第四号中「すべて」を「全て」に改め、同号イ(6)中「はち植」を「鉢植え」に改める。

第二十八条中「第四十四条」を「第四十四条ただし書」に改め、同条第一号ロ(2)中「市場取引委員会の審議を経て」を「利害関係者又は市場取引委員会の意見を聴いた上で、」に改め、同号に次のように加える。

ニ　仲卸業者が、農林漁業者等との間においてあらかじめ締結した輸出のための国内産の農林水産物の買入れに関する契約に基づき、当該農林漁業者等から買い入れる場合であつて、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。

(1)　当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、買入れの実施期間（一年未満のものに限る。）及び当該市場における入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

(2)　仲卸業者が、当該契約の契約書の写し及び当該市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該契約に基づく買入れが当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の当該開設者の承認を受けていること。